

なんとあかりプラン

低 圧 供 給 約 款
(料 金 表)

2023年4月1日 実施

株式会社なんとエナジー

2023年3月15日公表

なんとあかりプラン

目 次

本 則	1
1 契約種別	1
2 適用範囲	1
3 供給電気方式, 供給電圧および周波数	1
4 契約電流および契約容量	2
5 料 金	2
6 解 約 金	3
7 そ の 他	3
附 則	4
別 表	5

本 則

1 契約種別

この低圧供給約款（料金表）のなんとあかりプラン（以下「この料金表」といいます。）の契約種別は、なんとあかりプランBおよびなんとあかりプランCといたします。

2 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(1) 契約電流が次のイに該当し、または契約容量が次のロに該当すること。

イ 契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

（なんとあかりプランB）

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。（なんとあかりプランC）

(2) 1 需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約するときは、契約電流または契約容量と契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、低圧供給約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）1（適用）(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(2)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

4 契約電流および契約容量

契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

なお、契約容量は、要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）により算定された値といたします。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 2（適用範囲）(1)イに該当する場合

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 40 アンペア	1,173 円 72 銭
契約電流 50 アンペア	1,467 円 15 銭
契約電流 60 アンペア	1,760 円 58 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 29 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 65 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	38 円 46 銭

(2) 2 (適用範囲) (1)ロに該当する場合

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を
使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	293円43銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円29銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35円65銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	38円46銭

6 解約金

(1) お客さまが需給開始以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合には、当社は、(2)に定める解約金を申し受けます。この場合、解約金は、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに支払っていただきます。ただし、移転により需給契約が廃止となる場合等は、この限りではありません。

(2) 解約金は、次のとおりといたします。

1 契約につき	3,300円00銭
---------	-----------

7 その他

(1) 当社は、要綱20(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別表(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)によるものといたします。

(2) 2(適用範囲)(1)イに該当するお客さまについては、要綱38(需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金等の精算)は適用いたしません。

(3) その他の事項については、要綱によるものといたします。

附 則

(1) この料金表の実施期日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

(2) 本料金表の実施にともなう切替え措置

本料金表の実施日前後において、2023年3月31日までに料金算定期間の始期が到来する料金は、変更前の低圧供給約款（料金表）（2022年4月1日実施）を適用するものとし、2023年4月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金については、この変更後の低圧供給約款（料金表）を適用いたします。また、本約款実施の日を含む料金算定期間中の料金の算定にあたっては、要綱20（日割計算）に準じた日割計算は行ないません。

別 表

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 本則 5 (料金) ロの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) (1)に規定する日割計算後の第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。